

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 8 月 31 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600088号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600056号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を8,000円、平成16年7月30日の標準賞与額を12万円、同年12月29日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月29日
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月29日

私は、A社の厚生年金保険被保険者期間中に支給された賞与のうち、請求期間①、②及び③の賞与の年金記録がない。しかし、私が所持している給与支給明細書(賞与分)により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書(賞与分)等から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記の給与支給明細書（賞与分）により確認できる厚生年金保険料控除額から、8,000 円に訂正し、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記の給与支給明細書（賞与分）により確認できる賞与額から、請求期間②は 12 万円、請求期間③は 9 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から平成 15 年 12 月 29 日、平成 16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 29 日に係る請求者の賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。